

# 公益財団法人調布市文化・コミュニティ振興財団協賛募集に関する規程

平成27年11月20日  
財団規程第4号

## (目的)

第1条 この規程は、公益財団法人調布市文化・コミュニティ振興財団（以下「当法人」という。）が行う定款第4条で規定する事業の趣旨に賛同する企業、団体及び個人（以下「企業等」という。）から金銭又は物品等の提供を募る場合の取扱いについて必要な事項を定め、もって事業運営をさらに充実し、より魅力あふれる事業を展開するとともに、財産の適正な管理等に資することを目的とする。

## (定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1)「協賛」とは、定款第4条で規定する事業の趣旨に賛同する企業等が、金銭又は物品の提供等により当該事業を助力することをいう。
- (2)「協賛金」とは、前号のうち企業等が提供する金銭のことをいう。
- (3)「協賛物品」とは、第2条第1項第1号のうち企業等が提供する物品のことをいう。

## (対象事業)

第3条 対象となる事業は、定款第4条で規定する事業に協賛の募集が必要であると理事長が認めるものとする。

## (協賛の募集内容等)

第4条 募集内容及び期間等は、別に定める。

## (協賛特典)

第5条 特典は、別に定める。

## (手続等)

第6条 協賛金及び協賛物品募集の手続きは、次の各号に定めるところによる。

- (1) 企業等からの協賛金及び協賛物品募集は、申請により受けるものとする。また、申請を受けたものの可否は、別に定める方法により通知するものとする。ただし、理事長が特別な理由があると認めた場合は、この限りではない。
- (2) 前号に規定する申請は、別に定める。
- (3) 協賛金を受領した場合、当法人は、企業等に領収書を発行するものとする。
- (4) 協賛物品を受領した場合、当法人は、企業等に受領書を発行するものとする。

## (会計処理)

第7条 協賛金及び協賛物品を受領した場合の会計処理は、当法人会計規程（平成19年財団規程第4号）及び当法人会計処理規程（平成7年財団規

程第11号)に基づき、適正に行うものとする。

(委任)

第8条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成27年12月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規程の施行の際、現に協賛募集を開始している事業は、この規程の施行の日においてこの規程の規定により実施しているものとみなす。

3 この規程の施行の際、現にこの規程の規定による手続に相当する手続を行っているものは、この規程の規定による手続を行ったものとみなす。